

議事の経過

開議 午前10時

○佐藤倫与議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に事務局長が諸般の報告をいたします。

事務局長。

○小松俊江事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数14人、欠席1人、出席13人であります。欠席の山下正浩議員は所用のため欠席の届出があつております。

以上で諸般の報告を終わります。

○佐藤倫与議長 これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。通告に基づき、順次質問を許します

9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 通告に基づきまして、一般質問を行います。

まずは、改めまして、西内市長、就任おめでとうございます。財政面を含め、数々の課題を抱えた船出だと思いますが、経営感覚を生かした手腕を発揮してくれること、市民とともに期待をしています。

9月7日には藤川球児新監督が率いる阪神タイガースがセ・リーグ優勝を飾りました。安芸市営球場で新人時代より汗を流し、選手としても大活躍してきた藤川監督は、若い選手個々の能力を引き出し、最高の結果を出して、安芸市の新しい市政のスタートを後押ししてくれました。西内市長も議員の適材適所により、能力を大いに発揮できるよう采配していただき、粉骨碎身の覚悟で安芸市のため尽くしてくれることをお願いいたしまして、質問に入りたいと思います。

（1）選挙投票所について。

①参議院選の投票率について伺います。

7月に行われました参議院選挙ですが、前回2022年の参議院選と比較して、全体の投票率と投票数はどうだったのか伺います。

○佐藤倫与議長 選挙管理委員会事務局長。

○北村博昭選挙管理委員会事務局長 お答えします。

今回の安芸市の投票者数は7,238人で、投票率は52.98%でした。前回、令和4年の参議院選挙の投票者数は6,355人で、投票率は43.59%でした。

前回の参議院選との比較でいきますと、883人の増、9.39%増という結果でした。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） それでは、2024年の衆議院選挙と比較して、投票率と投票数はどうだったのか伺います。

○佐藤倫与議長 選挙管理委員会事務局長。

○北村博昭選挙管理委員会事務局長 お答えします。

昨年の衆議院選挙の投票者数は6,875人、投票率は49.44%でした。それとの比較で申しますと、363人の増、3.54%の増でした。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 今回の投票率は前回と比較すると、先ほど事務局長言われましたように、2回分ともアップしていますが、ただ高知県内11市の投票率では、室戸市に次いで下から2番目です。あまり胸を張れる結果ではないと思いますが、原因については把握できているのか伺います。

○佐藤倫与議長 選挙管理委員会事務局長。

○北村博昭選挙管理委員会事務局長 お答えします。

議員の御指摘の順位の要因については、はっきりすいません、分かるものはありません。ただ投票率で言いますと、本市の国政の投票率は、令和に入ってからあった5回の国の選挙では、40%の前半から50%の前半の約10%の間で推移しております。県内11市の順位で言いますと、今回は10番目の数値となっておりますが、過去5回の国の選挙では、6番から10番の間で推移をしております。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） ②の期日前投票について伺います。

期日前投票率も当然アップしていると思われますがいかがでしょうか。

○佐藤倫与議長 選挙管理委員会事務局長。

○北村博昭選挙管理委員会事務局長 今回の安芸市の期日前の投票者数は3,504人、投票率で言いますと、25.65%でした。前回、令和4年の参議院選挙の期日前の投票者数は2,385人で、投票率は16.36%でした。また、昨年の衆議院選挙の期日前の投票者数は2,975人で、投票率は21.42%でした。

先ほど申し上げたものの比較を申し上げますと、前回の参議院選挙との比較では1,119人、9.29%の増、昨年の衆議院選との比較では525人、4.23%の増でした。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 期日前投票もアップしているということですが、旧庁舎での期日前投票所開設が今回の増えている要因ではないかと思われますがいかがでしょうか。

○佐藤倫与議長 選挙管理委員会事務局長。

○北村博昭選挙管理委員会事務局長 今回の選挙に当たり、前回、議会でも意見がいただけましたので、旧庁舎の投票所を今回新たに設置をいたしました。旧庁舎の投票所は、7月の12日土曜日と13日日曜日の2日間を設置を行い、2日間で134人が投票されました。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 次に、③の旧庁舎の期日前投票所開設について伺います。

今回は、先ほど局長が言われましたように期日前投票を旧庁舎で12日の土曜、13日日曜日、

2日間開設されています。令和6年第4回定例会で、今後対策を考えていきたいとの答弁をいたしましたが、「今回の開設に、近くでの投票ができ助かった。」と利用した市民からは好評の声が聞かれました。投票率の上昇にもつながったのではと思われます。

ただ残念なことに、日時を知らなかったという声も聞いています。市民にはどのような知らせをしたのか伺います。

○佐藤倫与議長 選挙管理委員会事務局長。

○北村博昭選挙管理委員会事務局長 お答えします。

旧庁舎の投票場を開設するに当たりましては、広報あきへの折り込みで周知を今回はいたしました。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 広報の折り込みやったと思いますが、黄色のチラシの用紙だったと思いますが、あまり知らないという、あまりというか、知らないという声が結構おりまして、私も後で、えっ、たしか広報に入ってるはずじゃが思って見ましたところ、広報の中には載ってなくて、チラシがあったということで気がつきましたが、やはりなかなかそこまで見てない方が、結局、今回多かったようです。

内原野地区や畠山地区は、何度か防災無線で日時の放送されていましたが、旧庁舎での期日前投票の放送はされなかったのか伺います。

○佐藤倫与議長 選挙管理委員会事務局長。

○北村博昭選挙管理委員会事務局長 今回の周知に当たりましては、先ほどお答えした広報の折り込みだけで、先ほどお問合せをいただいたような防災無線の放送は行っておりません。

以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） その放送をしなかったという理由はありますか。いかがです。

○佐藤倫与議長 選挙管理委員会事務局長。

○北村博昭選挙管理委員会事務局長 その理由ということですが、周知については広報の折り込みをやったので、そちらのほうまではちょっと至ってなかつたというところが実情です。

以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 伊尾木地区から電車を利用して旧庁舎へ期日前投票に行かれた方が、以前のように毎日開設していると思い込んでいたようで、投票に行かれたその日は開設されていなく、仕方なく車に乗れないもんですから、知人に電話して、車で新庁舎まで投票に連れていてもらったということも聞いています。

広く市民に伝わっていなかつたようですので、今後改善の余地があると思いますので、今後の検討、お願ひしておきます。

続いて、（2）ネーミングライツについて。

①高知市の契約状況について伺います。

高知市は、2024年10月1日から市所有施設でネーミングライツ、いわゆる命名権契約による愛称の使用を開始しています。どのような施設が契約されているのか、また何施設あるのか伺います。

○佐藤倫与議長 生涯学習課長。

○藤田隆史生涯学習課長兼少年育成センター所長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

令和7年9月19日に高知市に契約状況を確認したところ、現在21施設がネーミングライツパートナーと契約しており、契約期間は2年また3年程度となっております。契約期間は年額10万円から1,000万円までと、施設によって様々でございます。施設につきましては、スポーツ施設、文化施設、公園など、もろもろあるところでございます。以上でございます。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 契約期間、2年から3年でしたね。それから、金額は10万円から1,000万円ですね。聞こうと思いよったこと、先、課長が言うてくれましたので、ちょっと復唱しておきます。

それでは、②のメリットとデメリットについて伺います。どのようなことが考えられるのか、分かっている範囲でお願いします。

○佐藤倫与議長 生涯学習課長。

○藤田隆史生涯学習課長兼少年育成センター所長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

メリットは、財源の確保やパートナー企業等が地域でイベントやスポーツ教室等を開催・提案することもあり、住民にとって新しい体験や学びの機会が増えることが考えられます。

デメリットは、施設等の名称が頻繁に変更されること、利用者や地域住民に混乱をもたらす可能性があること、施設名だけでは何の施設か、どこにあるのか分かりづらくなる可能性があること、施設に付与した企業名に不祥事が生じた場合、施設全体のイメージまで悪化するリスクがあることなどが考えられます。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） メリット・デメリットそれぞれあると思いますが、高知市などはメリットのほうが大きいんではないかと思いますが、それでは、③の安芸市での取組の考えはないのか伺います。

ネーミングライツによる収入が見込まれ、経済効果がかなり期待できると思います。安芸市としても検討する余地があると思いますが、先ほど課長が言われました最高1,000万円ぐらいの契約があるということです。ちょっと私がその21施設までじゃなくて、12施設の契約があるという資料をちょっと調べてみたら、年間2,700万円、12施設で。だから、今21あるということは、まだかなり増えて、もう3,000万円以上、年間の契約金があると思いますが、そういうこ

とで安芸市としてはいかが考えているか伺います。

○佐藤倫与議長 生涯学習課長。

○藤田隆史生涯学習課長兼少年育成センター所長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

現在のところ、具体的な導入には至っておりませんが、他の自治体においては、スポーツ施設等に限らず文化施設などもネーミングライツの対象になっておりますので、この可能性を探ってまいりたいと思っております。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 安芸市にも対象となる施設がたくさんあると思われます。市民会館や図書館の移転計画もあり、今後検討できるのではと思いますがいかがでしょうか。

○佐藤倫与議長 生涯学習課長。

○藤田隆史生涯学習課長兼少年育成センター所長兼女性の家館長兼図書館長 ネーミングライツの導入に当たりましては、市民会館、図書館、複合施設の検討する中で一定考えられますので、柔軟に判断して検討してまいりたいと思っております。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 旧庁舎跡地の複合施設なども対象施設として検討してはどうかと思いますが、例えば、高知市文化プラザかるぽーとの大ホールは「四国銀行ホール」、小ホールは「龍馬学園イベントホール」と命名されています。こういった事例を参考にして、今後検討お願いしたいですがいかがでしょうか。

○佐藤倫与議長 生涯学習課長。

○藤田隆史生涯学習課長兼少年育成センター所長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

施設全体を総合的に勘案しながら、施設の性質や規模、利用実態に応じて、全体の命名権がいいのか、部分的がいいのか、いずれがいいのか、今後の中で柔軟に判断していきたいと思っております。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） よろしくお願ひします。

次に、④安芸市営球場の維持管理費について伺います。

安芸市営球場の年間の維持管理費はどのくらいなのか伺います。

○佐藤倫与議長 生涯学習課長。

○藤田隆史生涯学習課長兼少年育成センター所長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

令和6年度の安芸市営球場の維持管理費は、タイガース秋季キャンプ関係及び球場施設等の改修工事関係を除いた金額といたしまして、光熱水費が599万6,000円、保守管理費が159万9,000円、修理費が317万9,000円、消耗品費が350万3,000円の合計1,427万7,000円が支出されて

おります。

なお、この経費には、球場に常駐している人件費は含まれておりません。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 市営球場の運営や定期的なメンテナンスに莫大なコストがかかりますが、ネーミングライツで収入を得ることでコストを賄えることができると思いますが、市営球場のネーミングライツ契約の考えはないのか伺います。

○佐藤倫与議長 生涯学習課長。

○藤田隆史生涯学習課長兼少年育成センター所長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

安芸市総合運動場の野球場は、阪神タイガース球団から使用の許可を得て、平成21年11月から「安芸タイガース球場」を愛称として使用しており、県内外の皆様に広く知られているところです。

今後も球団との良好な関係を保ちながら、「安芸タイガース球場」という愛称で継続していくたいと考えております。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 球場などの施設では、ネーミングライツを獲得した企業などがイベントやスポーツ教室などを開設することもあり、住民にとって新しい体験や学びの機会が増えるなどの声も聞かれます。

市営球場は、先ほど課長言われましたように阪神タイガースとの関係があり、ネーミングライツはハードルが高いかも分かりませんが、無理なようでしたら、企業の広告看板を設置したらどうかと市民の方からの声もありますが、いかがでしょうか。

○佐藤倫与議長 生涯学習課長。

○藤田隆史生涯学習課長兼少年育成センター所長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

安芸市総合運動場条例では、野球場内への可動式看板の設置に関する規定があります。四国アーランドリーグ公式戦の際、企業幕を設置した実績がありますが、敷地内の企業広告看板等の設置が都市計画法において可能かどうかを今後、調査研究してまいります。以上です。

○佐藤倫与議長 生涯学習課長。

○藤田隆史生涯学習課長兼少年育成センター所長兼女性の家館長兼図書館長 すいません、訂正します。

都市公園法において、都市公園法において可能かどうかを今後、調査研究してまいります。
以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 他市などで大きな球場などは企業の看板がたくさん設置されています。本球場、補助球場周辺やドーム球場など、ドーム球場なんかは、ごめん・なはり線の駅か

らすぐ北に見えますので、ああいうとこの看板の設置とか非常にいいんではないかと思います。

まさに西内市長の言われている、稼げるまちにしたいということにもつながるのではと思いま
すので、検討のほどお願ひします。

次に、（3）介護事業について。

①在宅改修補助について伺います。在宅改修工事申請の取扱いですが、補助金額は、介護認定
者でも要支援者でも同じ金額なのか伺います。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 お答えします。

住宅改修の補助金額は、要介護・要支援の認定者区分にかかわらず、同一の被保険者につき、
対象工事費 20万円を上限として、被保険者の負担割合を除いた額を支給しております。

なお、この 20 万円の上限は、原則として通算一度限りになりますが、要介護状態区分が大き
く上昇した場合や転居した場合には再度支給が認められております。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 要介護、要支援も同じ金額で上限 20 万円ということですね。これ
を一度限りか再度お聞きしようかと思いましたが、先ほど課長言われましたけど、その度合いが変
われば、また再度申請できるということですけど、どれくらいの度合いになるのか分かりますか。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 支給限度基準額リセットということで、お答えいたします。

3段階リセットということになりますけれども、基本的に要介護2以下の方々が3段階上がる
場合が適用となることとされております。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 私もちょっとこれ耳にしていましたが、例えば先ほど課長言われ
たように、要介護2で3段階や、例えば要介護4の方ですと、もうほとんどの自宅での療養とい
うのは、あまりないんじゃないかなと思います。施設にもう入られる方がほとんどではないかと思いま
すが、そういうふうになる制度はいかがなものかと、ちょっと聞いたとき思いましたが、この再
度利用された人は今までいましたか伺います。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 今までにいらっしゃったことはあるかと存じますが、通告にご
ざいませんでしたので、数字は今手元には控えてございません。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9 番（山下 裕議員） この制度もちょっと改革が必要ではないかと思いますが、また改
めて質問したいと思います。

続いて、要支援者の場合は、包括支援センターで申請の取扱いをされてると思いますが、工事
申請に至るまでの流れについて、どういうふうに進め、最終決定をどこの課が担当するのか伺い
ます。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 住宅改修の手続の流れにつきましては、まず本人や家族が担当ケアマネジャー等に相談の上、工事内容の希望を整理していただきます。

その後、本人らが業者選定や見積書を取得して、住宅改修費支給申請書や工事費見積書などを保険者である市へ提出いただきます。

市の確認通知を受けてから工事に着工します。工事完了後は、領収書や改修前後の写真等を添えて市に提出し、支給が決定されます。

申請の受理及び支給決定は、健康介護課介護保険係が担当しております。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 工事現場確認を含め、担当者や業者は利用者やその家族に説明をして納得してもらってからの工事着工になると思いますがいかがでしょうか。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 議員のお見込みのとおりです。担当ケアマネジャーが住宅改修の相談を受けた際、まず利用者や家族の意向を確認し、希望する業者がある場合は、その業者に連絡して訪問調整を行います。

特に希望がなければ、複数の業者のうち、対応可能な業者を調整し、利用者や家族に依頼できる業者を確認いただいた上で訪問調整を行います。

業者訪問の際には、利用者や家族に同席いただき、工事内容の説明を受けて確認し、見積りを提示された段階で改めて内容や金額について確認していただき、同意を得た上で申請書を市へ提出します。

申請が受理され、介護保険係から許可の通知があれば、担当ケアマネジャーがその旨を利用者や家族にお伝えし、業者が工事着工を調整しております。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 住宅改修工事の見積額が、補助金予定額よりオーバーすることは常にありますか伺います。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 工事内容によっては上限額を超える場合がございます。特にトイレの改修や屋外の手すり設置など、規模の大きい工事では20万円を上回る場合がございます。地域包括支援センターが対応するものでは、20万円を上回るものは年間1～2件程度でございます。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 予算よりオーバーしていれば、そのまま工事するのか、変更するかなどの説明を本人や家族にして、納得の上で工事に着工するのが普通では思いますがいかがでしょうか。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 お見込みのとおりです。見積額が上限額を超える場合は、利用者や家族に改めて連絡し、見積書などを確認いただきながら、工事内容や金額について説明しております。その上で話し合いを行い、変更を調整するなど、納得していただいてから進めるようにしております。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 今回、20万円の予算が25万円という見積書を渡され、よく理解しないまま工事を着工された方より相談がありました。この時点で、利用者また家族を含めた話し合がなかったのか伺います。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 当該ケースでは、御家族が窓口に来所くださり、見積書を見ながら、住宅改修の給付条件や自己負担額についても、担当ケアマネジャーより口頭で説明を行いました。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 利用者の家族の方は全く納得していないです。予算オーバーした時点で、ケアマネジャーを含め、介護保険係など関係者での話し合いはされていないと思います。担当者、ケアマネジャーとの口頭の話だったと思いますが、なぜそういうことになったのか伺います。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 議員がお尋ねの理由につきまして、住宅改修の給付上限や、自己負担額に関する説明が口頭のみであったため、適切な内容が十分に伝わらず、その結果、上限超過分について、市が負担するとの誤解を招いたことがあります。このため、御家族に不信感を抱かせてしましましたことを大変申し訳なく思っております。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 私も他市のケアマネジャーやられてる方なんかに何人か聞いてみましたが、他市ではそういう場合は、ケアマネジャーを含め、何人かで相談し合って、利用者が納得できるような方向で話し合いをして決めているということを聞いてます。

特に金額がオーバーした場合は、なかなかこの5万円というオーバーは、結局負担金2万円含めて7万円負担せなければならなくなるので、なかなか負担者にとっては大変な金額になると思うのです。そういう話をしますと、例えば、20万円以内で収まる工事のやり方とか、業者とも相談してそういうことも進めていくということを聞いてますけど、安芸市はこういうことがなされていないで、今回のこういうことが起ったと思いますが、先ほどちょっと課長も触れましたけど、こうなった理由は、分かりますか。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 理由につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおりでございます。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） ちょっとまた後でも、関係した質問が出てくると思いますが、イの包括支援センターの業務について伺います。

包括支援センターが担当する利用者は、要介護者か要支援者が伺います。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 地域包括支援センターが担当しますのは、要介護支援に認定された方を担当しております。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 包括支援センターにはケアマネジャーは何人いるのか、また、1人が何人受け持っているのか伺います。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 現在、地域包括支援センターには、主任ケアマネジャー1名、ケアマネジャー5名を配置しております。

地域包括支援センターが担当する介護予防支援事業につきまして、ケアマネジャー1人当たりの担当人数は約40人でございます。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 40人ということは、多いではないかと思います。というのも、これもちょっと他市のケアマネさんに聞きましたけど、35人が精いっぱいですと、38人受け持ったときは、それはもう大変でしたということを聞いてますので、安芸市が40人ということは、なかなかこれは人数が多いのではないか、そのとこもちょっと検討せんといかんのではないかという思いをします。

次に、支援者宅には1か月に何度訪問しているのか伺います。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 1か月の訪問件数につきましては、要支援者の状況に応じてとなりますので、臨機応変に対応させていただいております。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） これも先ほどの質問、ちょっと重複しますが、さっきの住宅改修工事の件は担当のケアマネジャーが1人で決定したのか、それとも複数のケアマネジャーと相談し合い、予算オーバーしていてもよしとしたのか伺います。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 住宅改修工事の見積りは、担当ケアマネジャーが単独で決定したり、複数のケアマネジャーが相談して決定するものではございません。通常、業者が利用者や家族の意向に沿って作成して提示する見積書を担当ケアマネジャーが利用者と家族に確認した上で申請書類を預かり、介護保険係へ提出しております。

市が受理した申請書類は、介護保険住宅改修費支給事業を所管する介護保険係が内容を精査し、

事務処理を行い、健康介護課において保険者による支給決定をしております。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） ウの利用者とケアマネジャーの関係について伺いますが、両者は信頼関係で成り立っていると思われますが、いかがでしょうか。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 ケアマネジャーは、利用者が在宅で生活を続ける上で、持っている機能を維持向上させ、できる限り自立して御自身が望む生活を送れるよう支援する立場にあります。そのため、利用者との信頼関係を築きながら関わることを大切にしております。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 包括支援センターのケアマネジャーが、利用者の家族と1年間一度も会ってないということを聞きました。そんなことがあるのでしょうか。家族の方が「工事見積書を受け取りに市役所へ来て、初めて担当のケアマネの顔を見た。」と言っていましたが、そんなことがあります得るのか伺います。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 地域包括支援センターでは、要支援1と2の利用者を担当しております。利用者の家族にお会いするのは、ケアマネジメントに関する新規認定時や認定の更新時、状態変化の連絡があったときなので、1年間に1回以上の頻度で必要に応じて随時面談をしております。

ケアマネジメントの契約につきましては、本人との締結を基本としておりますが、利用者の身体・認知機能の状況によっては、家族とも連絡を取らせていただいております。

家族への連絡方法は、直接お会いして話す場合と電話で挨拶や説明をさせていただく場合がございます。いずれも利用者の状況に合わせて対応しております。

当該ケースでは、前任のケアマネジャーの事業所の都合により、令和7年4月1日から地域包括支援センターのケアマネジャーに担当が変更となりました。その後、介護度を見直し、要介護となる6月までの2か月間、地域包括支援センターが担当しておりました。

担当ケアマネジャーは、4月2日に御本人宅を訪問し就任の挨拶を、4月7日には電話で御家族へ御挨拶をしております。

5月1日に住宅改修の希望があり、翌2日に本人とその知人、業者、担当ケアマネジャーの立会いによる家屋調査を実施しております。

御家族に直接お会いしたのは、御家族が窓口に来所し、見積書を確認された5月19日となっております。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 家族の方が言われるには、引き継ぎの際も、今まで前後者、後任者が必ず挨拶に来てましたと。こういうことも今回は行ってないと、会っていないということも言われてましたので、いろいろ不信感がだんだんだんだん募ってきたとは思います。

今回の利用者とケアマネジャーの間で起きた事案は、工事について重要な説明がされていなく、利用者家族が誤解を招く結果になっています。家族の方は市に対して強い不信感を抱いており、今後市の職員と話をするときは、録音をせなければならないなどというようなことも言われていました。

オーバーした金額のことで工事の変更など、利用者やその家族と、もう少し丁寧な話し合いが持たれていれば、このようなことは起こらなかつたと思われます。この件は説明責任を怠った市の落ち度ではと思いますが、健康介護課課長はこの件に関してどのように思っているのか、再度伺います。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 通常、住宅改修の給付上限を超える場合は、利用者や家族に見積書を慎重に確認してもらい、疑義があれば、再度協議し、当事者の意向に沿って申請手続を進めております。

しかしながら、今回の件につきましては、説明が口頭のみとなっていたため、十分な理解への配慮が行き届かなかつたことは事実であり、より適切な説明方法が必要であったと考えてございます。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 地域包括支援センターとしては、この件に対して最終的にはどのような処理を行ったのか、また今後、どのような対策を考えているのか伺います。

○佐藤倫与議長 健康介護課長。

○国藤美紀子健康介護課長 本件の対応につきましては、地域包括支援センターとして、当該御家族に対し説明不足を認め、謝罪を行い、住宅改修の給付上限や自己負担の取扱いについて、改めて御説明いたしました。また、議員にも同席いただき、再度、地域包括支援センター所長及び管理者と御家族で話し合い、説明方法に不十分な点があったことを改めていくようお伝えしました。

今後の対策としましては、住宅改修に係る上限額、自己負担額の説明について、説明文書を用いて、分かりやすく丁寧な説明を徹底するとともに、当事者の意向に沿って適切な工事ができる限り経済的に実施されるよう取り組んでまいります。

また、利用者や家族への関わり方について、地域包括支援センター内で引き続き、情報共有と協議を重ね、より適切な支援を提供するよう努めてまいります。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 今回質問に至った経緯は、利用者にとってありがたい補助制度の説明が不十分だったために起きたことであり、ほかでも泣き寝入りしている方がいるのではとの想いでました。

介護を受ける利用者の立場や気持ちを考え、寄り添ったケアができるよう改善していただくことをお願いしておきます。

続いて、（4）防災について。

①住宅耐震化について伺います。安芸市の住宅耐震率の現在の状況を伺います。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○名木栄作危機管理課長 お答えします。

住宅の耐震化率につきましては、住宅土地統計調査報告を基に、安芸市の総住宅戸数を分母とし、新耐震基準で建築された住宅と旧耐震基準で建築された住宅のうち、耐震診断・改修工事により耐震性ありと判断された住宅戸数の和を分子として計算しております。

最新は令和5年度末の数字で、住宅の耐震化率は89.8%と推計しております。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 耐震率も大分上がってきてると思いますが、以前から何度か聞いていましたが、利用度合いの多い部屋を1室だけ耐震補強工事はできないものか、市として検討はしてきたのか伺います。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○名木栄作危機管理課長 議員のおっしゃられた工事については、木質耐震シェルターというものがございまして、木質耐震シェルターとは、既存住宅内の滞在時間が長い居間や部屋、寝室などに独立した強固な箱を後づけ、内蔵することで……

失礼しました。本市の場合、巨大地震発生の際、まず強い揺れから身を守り、津波に備え、避難タワーや高台など、すぐに逃げなければなりません。本市は津波浸水区域の範囲が広いことから、地震による住宅全体の倒壊を防ぎ、住宅から外へ出て、避難タワーや高台へ逃げることが重要だと考えております。

木質耐震シェルター以外の住宅部分が倒壊した場合、木質耐震シェルターの外にすぐに逃げることが困難であること、また、その住宅の倒壊により通路がふさがれ、地域住民の避難が遅れる可能性もございます。

国、県の耐震改修工事における要件としまして、木造住宅耐震診断ソフトを利用し、一定の利用の水準であることが補助条件となっております。

本市での補助金導入につきましては、現時点では建物の倒壊を防ぐことを優先し、木質耐震シェルター等に対する補助金導入の方向での検討には至っておりません。

今後、国、県及び市町村内の動向を注視してまいりたいと思います。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） すいません、この一室の検討はしてきたかという質問でしたけど、その先まで課長答えてくれましたので、この木質耐震シェルターが民家で導入されたという最近の記事を私も見ました。これは強固な木枠を木造住宅の一室に備え付け、地震の揺れや家屋倒壊から身を守り、新たに強い空間をつくり出す工法だということですが、高知市のこの方は、耐震工事は既に済んでおり、さらに安全性を高めようとこの工事を依頼したそうです。強度は7トンの重みに耐えられる構造だそうです。

先ほど、課長も言わされましたけど、この木質耐震シェルターは、補助金の対象になる自治体もあるそうですが、まだ高知県安芸市においても、まだそういう検討されている段階だと思いますが、ぜひとも補助金対象になるような検討をしていただきたいですが、聞こうと思いましたが、もう課長言われましたので、検討のほどよろしくお願ひしておきます。

続いて、リ・ベース60とはどういう制度なのか、制度だけお答えください。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○名木栄作危機管理課長 お答えします。

リ・ベース60は、住宅ローンの一つで、60歳以上の土地建物を担保にし、返済は利息のみ、元金は将来の土地建物を売却した時点で精算するという制度です。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） リ・ベース60の融資制度を活用し、70歳以上の高齢者が存命中に費用を負担せず、住宅を耐震改修できる国の融資制度を県内の金融機関2社が、9月1日よりそれぞれ取り扱うということを聞いています。安芸市は、この制度を利用できるようになるのか伺います。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○名木栄作危機管理課長 お答えします。

現在、本市の住宅耐震工事の補助金の状況も説明させていただきます。

耐震工事の補助金は、令和5年度に100万円から155万3,000円に、令和6年度に165万円にそれぞれ補助金額を上げております。多くの方に利用していただいております。

リ・ベース60耐震改修利子補給制度につきましては、耐震工事に合わせてリフォーム工事などを行う場合に有効な資金調達の方向であると認識しております。

しかし、この70歳からの耐震改修利子補給制度を利用しますと、耐震改修補助金のうち、国費分が利子補給制度として補助されるため、公表されている資料では、耐震改修補助金の国費相当の上限額57万5,000円が減額されるなど、デメリットもございます。

県内他市町村の動向を注視しながら、早い段階で導入できるよう、補助金要綱の改正に向けて検討してまいりたいと思います。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） メリット・デメリットいろいろあると思いますが、高齢者の方が、やはり金額面でちゅうちょしている方なんかもおるということを聞いてますので、こういった高齢者世帯の耐震改修工事の推進に向けて、安芸市もぜひ前向きに検討していただきたいとお願いしておきます。

②の避難所・避難タワーについて伺います。

9月7日、安芸市一斉総合防災訓練が実施されましたが、今年度の参加状況は例年と比べてどうだったのか伺います。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○名木栄作危機管理課長 お答えします。

9月7日に実施しました安芸市総合防災訓練の参加状況につきましては、速報値で1,240名の方に御参加いただいております。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） その1,240名、多かったか、少なかったかは分かりますか。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○名木栄作危機管理課長 申し訳ございません、手元に数字がございませんので申し訳ございませんでした。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 訓練参加者の年齢層はどんな状況か、把握できているのか伺います。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○名木栄作危機管理課長 年齢層につきましては集計しておりませんので、その数字も手元にはございません。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 私も毎年訓練には参加していますが、伊尾木小学校は、安芸市総合防災訓練の日を毎年登校日にして、保育所の避難場所で生徒の引渡し訓練としていましたが、今年は学校としての取組がなかったので、参加者も少なかったことでした。

避難場所でテント張りや仮設トイレの組立てなど、一番活動してもらいたい人の参加が少ないようと思われます。訓練の取組をもう一度見直す必要があるのではと思われますがいかがでしょうか。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○名木栄作危機管理課長 お答えします。

議員御指摘のとおり、過去の一般質問や訓練後の感想などから、避難タワーにつきましては、雨風をしのぐ天幕設置や仮設トイレの設置等につきまして、高齢者ばかりでは設置が困難であるとの声があるのは認識しております。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 今回の訓練に伊尾木地区ですが、高齢者の方が国道を南に渡り、わざわざ避難タワーのほうに来たので、できるだけ保育所の避難場所へ行くように勧めましたが、「避難場所でテントの組立てなどが自分たちはできないので迷惑をかけるのではと思い、タワーのほうに来てみました。」と言われました。そういう考え方の人もいますので、避難場所には、やはり若い方、親子連れで参加して、テント張りやトイレの組立てなどを何とか経験していただきたいと思います。

できれば学校教育課とも協力し合い、学校での取組も含めて参加を促していただくよう検討をお願いしておきます。

続いて、避難タワーの外壁増設の件について伺います。

ちょっと先ほど課長もちらっと言われましたけど、外壁増設の可能なタワーとできないタワーがあり、再検討するとの答弁を以前いただきましたが、全てのタワーを一度に改修工事するの財政的にも無理だと思いますので、早急にできるところから取り組む必要があるのではと思われますが、いかがでしょうか。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○名木栄作危機管理課長 前回、令和6年第1回定例会、3月議会におきまして答弁しましたとおり、港町1丁目の避難タワー1号、安芸市体育館にあります避難タワー2号の2か所につきまして、外壁や屋根を設置できるかどうか、構造計算を再計算する委託業務を実施しました。

その結果、1号、2号ともに屋上階の屋根・壁につきましては、建築基準法等に適合しないため、屋根・壁を増築することはできませんが、屋上直下にある避難階、2階部分につきましては、外壁の増築は可能で、建築確認の必要はございません。

2階部分の外壁の増築に当たっては、既存の手すりを取り外した上、手すりと同程度の重量の外壁を設置する方法が示されております。

なお、屋上階に屋根・壁を設置するためには建築確認を得る必要があり、現在の建築基準に適合するためには、鉄骨基礎部分のアンカーボルトや柱、はりなど鉄筋コンクリートの中の鉄筋に至るまで大がかりな改修が必要となり、時間もかかります。増改築費用も合わせると新築するよりも費用がかかることが予見され、既存タワーの屋上階を増築することは現実的ではないと認識しております。

このようなことから、屋上階の増築につきましては、現行の制度や現実可能性が対応は困難な状況ではございますが、2階部分の外壁設置につきましては、財源確保に向けて検討しているところでございます。

○佐藤倫与議長 暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時6分

○佐藤倫与議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

危機管理課長。

○名木栄作危機管理課長 先ほどの答弁の続きをさせていただきます。

財源の中身についてでございますが、その工事費用につきましては、緊急防災・減災事業債や社会資本整備総合交付金の対象項目、対象工事にはなっておらず、既存避難場所の機能を強化する新たな項目として交付金に要望するべく、高知県へ相談しているところです。

外壁工事を実施する場合の財源確保に向けて努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 現在避難タワーには、ブルーシートをたくさん置いてあり、風よ

けにするなどの利用を考えていると思われますが、高齢者同士でタワーの周りを雨風が防げるよう簡単に設置できるようになっているのか。フェンスにクリップのようなもので挟み込んでいけば簡単にシートを貼ることができますが、そのような工夫はされていないのではと思いますがいかがでしょうか。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○名木栄作危機管理課長 お答えします。

いわゆる天幕につきましては、テント生地でできておりまして、テント生地をひも、もしくは結束バンドなどで固定するようになっております。

初見での設置はちょっと難しいと認識しておりますので、危機管理課のほうから説明をして、訓練等を実施していきたいと考えております。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 7日の日の訓練に避難タワー利用された方、ほとんど高齢の方ばかりで、高齢者に説明するのに自主防の方が出てきて説明をいろいろしてましたが、なかなかやはり、そのテントをどういうふうに使うかというのも分からないです。まして、高齢者の方がそのシートを仮に周りに張るじやいうことは、まずできんではないかなという思いもします。その結束バンドで、ひもじやいうのもどこにあるか分からない状態で、シートだけ幾つも重ねて置いてあるような状況の中ですので、今先ほど課長言われてましたように、やっぱり訓練何度か重ねていかないといけないと思いますが、次に、イの避難時の暑さ対策について伺います。

猛暑が続く中、9月7日に伊尾木地区も3か所の避難タワーで初めて一斉避難訓練を実施しました。寒さを防ぐ対策は何度も行ってきましたが、今回は猛暑の中で訓練でしたので、暑さ対策を改めて考えさせられました。特に野外の避難所や避難タワーでは、扇風機すらなく、熱中症対策が全くできていない状況ではと思われます。

今年のような猛暑の中、避難タワーへ避難して一昼夜過ごすと考えたとき、今のままでは大変なことになると思われますが、今後、タワーでの対策はどのように考えていくのか伺います。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○名木栄作危機管理課長 お答えします。

まず、現在の対応状況について御説明させていただきます。

津波避難タワー及び屋外の避難所につきましては、電源や給排水設備がございません。また、発災直後に電源や給排水設備を確保することも困難であると予想され、暑さ対策を講じるにも制約が出てきてしまいます。

津波避難タワーの暑さ対策につきましては、天幕を設置することによる直射日光を防ぐ対策、水分補給による脱水症状対策など、直接日光や脱水症状に対する初動対策のための天幕及び飲料水を備えております。

また、屋外の避難所につきましても同様に、テント設営による直射日光を防ぐ対策、水分補給による脱水症状対策など、日射・脱水に対する初動対策のため、テントや飲料水の配備を進めて

いるところです。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 次に、ウのトイレ整備について伺います。

災害関連死を減らすために避難所運営で最優先に取り組むべき事項として、全国自治体アンケートでは、トイレの備蓄・調達強化が61%でトップだったそうです。

政府は昨年12月に自治体向けの避難所運営指針を改定し、1人当たり最低3.5平米の占有スペースと災害発生初期段階で50人につき1基のトイレを用意するよう明記しているが、安芸市の現状を伺います。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○名木栄作危機管理課長 お答えします。

先ほど議員がおっしゃられましたとおり、内閣府が令和6年12月に策定しました「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」によりますと、トイレの個数につきましては、スフィア基準に沿って、災害発生当初は、避難所50人当たり1台、その後避難所が長期化する場合には20人に当たり1台と定められております。

安芸市のトイレの設置状況につきましては、安芸市の災害用大規模仮設トイレについて申しますと、1基当たり500人が1か月利用可能というもので、埋設したタンクの上に8から10台の個室トイレを設置することができますので、災害発生当初の避難者50人当たり1基という基準は満たされるとの認識です。

また、避難が長期化する場合は、支援物資や協定等を通じて仮設トイレも設置されると思いまして、20人に1基の基準も満たされるのではないかと考えております。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） 避難所ではそれなりの準備はできると思っています。

それでは、避難タワーのトイレについて伺います。

避難タワー1基に仮に100人避難されたとしますと、トイレ数は何基必要になるのか。現在タワーには、トイレ用テントが一つしかないと認識していますが、1か所で使用するようになると思いますが、また先ほど課長も言われましたように手洗い等ができる場所もなく、こういった課題も出てきますが、対策は考えているのか伺います。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○名木栄作危機管理課長 避難タワーにおけるトイレの状況ということで、議員のほう、避難タワーに1台しかないというようにおっしゃっておりましたけれども、今現在、避難タワーに配置しているトイレはですね、ポータブルトイレ、障害者トイレを含めて1台ということじゃなくて、2台から3基の配備をする状況でございます。

仮に100人避難したという場合には、スフィア基準に照らし合わせれば、災害発生当初は50人に当たり1台となっておりますので、2台ということになるかと思います。以上です。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 各地の避難タワーへの避難人数、想定100人全部オーバーして計画が立てられてると思いますが、確かに携帯用トイレですかね、ポータブルトイレといいますかね、何台かあります。ただ、トイレ用のテントは1つしかないんです。だから、そのテントも大きいので二つ三つ、まず置く場所がないです。そういうところで、やはり携帯トイレのものはあっても、使用する場所がないですよね。だから、そういうところもやっぱり今後考えていかないと、知らない方、たくさんいると思います。ただ、ありますよでは、ちょっと困るですよね、実際災害が起ったときに。

7日の訓練のときに10号タワーの参加者の状況を見てみると、一般の方は20名ほど来ていましたが、ほとんど高齢者の方ばかりです。トイレのテント設置や携帯トイレですかね、その組立てをするのが、無理というか、何とかすればできるようになるとは思いますが。なぜ言うかというと、当日自主防の方が来て、組立てなどをやってくれました。自主防の方、私も何度か一緒にやりましたが、めったにやらないので忘れてます、組立てなんかも。多分、その自主防の方なんかも、本番というか、災害が起こると、タワーじゃなしに避難所のほうに行かれると思うがですけど、そうなると、その近くの高齢者の方たちがやっぱり自分たちで組まんといかんなるわけですよね。

だからそういうことの取組を今後行政が主になってやっていただきたいという思いが、参加した方なんかも言ってます、1回ポッキリで絶対分からんと。そういうことが今後課題になってくると思いますが、そういう年間何回か取り組むというような取組は考えてないでしょうか、伺います。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○名木栄作危機管理課長 お答えします。

今現在、年間何回するというふうには計画はしておりませんが、自主防災組織の年間計画等を通じて、一緒に訓練をしていければというふうに考えております。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 今回、伊尾木も8号、9号、10号と3つのタワーを使ってやりましたが、10号タワーの周辺は自主防の方が結構声をかけて回られたので20名ぐらい集まりましたが、8号・9号、二、三名しか来ないです。

そういう状況になりますので、やはり声をかけていけば、いついつこういうことでやるからぜひひ来てくれということで動けば、参加する方、増えてくると思います。私もその階段を使って避難タワーを上ると、その2階の部分ですかね、最上階から一つ下の2階の部分までは1分ちょっとぐらいで上がります。けど、スロープを使ってつえについて上がってくる方なんか、5分以上かかります。

だから、そんなことなんかも、来て動いてみんと、やってみないと分からないので、やはりそういう何回か参加できるような体制をぜひお願いしておきます。

新しく建設されたタワーには、トイレ、そして手洗いができるブースができます。旧のタワ

一にも外壁ができれば、トイレブースも設置できるようになるのではないかと思われますが、そういうことの検討もお願いしておきます。

続いて、10号タワーに備蓄品で、賞味期限の切れた飲料水が5箱ありました。知らずに飲む可能性があるのではないかと思いますが、なぜ置いてあるのか伺います。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○名木栄作危機管理課長 賞味期限を過ぎた飲料水につきましては、本来なら誤飲を防ぐため全て廃棄する必要があります。しかし、過去には飲み水ではなく、生活用水として利用可能であるというふうに対応したこともございます。

今回、なぜそこに賞味期限が切れた水があるのかというのは、ちょっと分かりませんが、現時点では賞味期限が過ぎた飲料水がどの場所にどの程度保管されているかということを把握する必要があると思いますので、確認した際には、併せて分かりやすい表示をするとか、使用しない場合は廃棄するなど適切な対応を考えてまいりたいと思います。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9番（山下 裕議員） ちょっと以前の質問で、手洗い用にするとか何かいうことも聞いてましたので、私も、その日は、これは手を洗う用に置いてあるんだという説明はしました。

ただ、課長先ほど言わされたように分からんで、そのまま置いてあるもんで、賞味期限も小さい字で書いてあるので。だから夜なんか行ったときなんかは、もう水が飲みたい思ったら、それ飲むかも分からんんですよね。だから、置く場合はもう箱を変えるとか、何か印をつけるとか、誰が見て分かる、手洗い用として分かるようなふうに置いていただければいいのではないかと思いますのでよろしくお願いします。

ほかのところも聞こうと思いましたが、順次確認していくということですので、よろしくお願いします。

一つお願いですが、高齢者の方からですね、タワーへ上がったとき、座れる椅子が欲しいという要望が出てきました。当日は、公民館より数脚、館長が3つのタワーに運んでくれていましたので、参加した方が上がってから、座って説明聞いたりとかいろいろできましたが、今後は折り畳みの椅子ですよね、折り畳んで置いておいて、何かのときに出せるようなそういうあまり大きくない、パイプ椅子みたいなあれほど大きくなくても構いませんが、やはり座れるようなのがあれば、高齢者の方喜ぶと思いますので手配をお願いしたいですが、どうでしょうか。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○名木栄作危機管理課長 お答えします。

議員御指摘のとおり、高齢者が避難タワーへ避難した際に椅子が必要であるとの同様の意見が、自主防災連絡協議会でもございましたので、備蓄品の予算の範囲で順次配置してまいりたいと考えております。

○佐藤倫与議長 傍聴人、議場の外へ出てください。携帯が鳴ってる方、外へ出てください。

再開します。

9番 山下裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 続いて、エの新想定について伺います。

10年以上見直しされていないですが、今年度中には公表されるのか伺います。

○佐藤倫与議長 危機管理課長。

○名木栄作危機管理課長 お答えします。

内閣府中央防災会議の南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループが、「南海トラフ巨大地震最大クラス地震における被害想定について」と題しまして、新たな被害想定を令和7年3月に公表しております。

高知県のスケジュールにつきましては、今年の10月末に震度分布、津波浸水想定を公表し、来年、令和8年3月末に被害想定の公表予定であると確認しております。

○佐藤倫与議長 9番 山下裕議員。

○9 番（山下 裕議員） 3月に政府が公表している被害想定と10年前との違いをお聞きしようと思っていましたが、来年3月末までにはならないということですので、次回の質問にしたいと思いますが、以前から感じていましたが、危機管理課の職員数が不足しているように思われます。避難タワーの照明が切れているのに修理できてない、防犯灯が切れているのに修理に来てくれないと、苦情が結構聞かれます。先ほども言いました、タワーの備蓄品なんかの点検も怠ってるというような状況で、危機管理課の職員の仕事量が多く、業務過多に陥っているように思います。

南海トラフ巨大地震の危険度が高まってくれれば、事前防災の取組がますます必要になってくると思われ、そのためには職員を増やし、対策に取り組まなければと思いますので、危機管理課職員の配備をぜひお願いたしまして、私の一般質問を終了します。

○佐藤倫与議長 以上で、9番山下裕議員の一般質問は終結いたしました。

4番 宇田卓志議員。

○4 番（宇田卓志議員） 一般質問を行います。

この質問については前回も質問を行いましたが、引き続き、今回質問を行うということは、新たに新事実が確認できました。そういうことも踏まえて、今回、改めてもう一度、市道認定について質問していきます。

個人所有の土地を取り違えて市道認定てしまっている事件について、事実確認を求めていきます。

安芸市は、個人所有の土地を無断で市道に認定し、使用している。不法行為ではないか伺います。

個人所有というのは、持てるという意味ですね、登記されておるという意味があると思いますが、ここはもう市道として利用されております。だから、個人がそこを利用してるという意味ではありません。法務局に登記されて、この場合は、当初は旦那さんが持つて耕作していたところを、奥さんが引き続いで耕作し、それを相続人が相続したというようなところなんですが。